

6 注意事項

- ▶申請者は、必ず建災防ホームページに掲載してある同意書の内容を理解した上で申請を行ってください。
- ▶対象は、既存不適合機械等の改修、買換です。これらの機械等を所有していない方の新規購入にかかる経費は、対象外となります。
- ▶交付決定日より前に発注、契約、支払等を行った場合は、間接補助金の交付を受けることができません。
- ▶間接補助金は、後払い(精算払い)となります。最新の構造規格に適合した機械等へ改修、買換たあとに実績報告書等を提出し、検査を受けた結果、不備がないと確認されて、はじめて支給されます。
- ▶公募は、当該事業の実施期間(令和元年度)内に少なくとも2回実施します。
- ▶審査の結果、不採択となった申請者は、その後の公募に再申請できます。

古 → 新
改修・買換が
対象です



7 提出書類チェックシート

提出書類の不備や不足は無効になります。特に様式1、5は、申請番号を複数箇所に記入する必要がありますのでご注意ください。

提出書類の種類	提出確認	記入等チェック欄						
		年月日	所在地	名称・氏名	法人番号	申請番号	代表者の職・氏名	捺印
令和元年度間接補助金交付申請書(様式1)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
労働保険概算・増加概算確定保険料申告書又は労働者災害補償保険特別加入申請書(写)	<input type="checkbox"/>							
健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)又は船員保険の納付証明書(直近の領収書(写)) ※適用される場合	<input type="checkbox"/>							
厚生年金、国民年金の納付証明書(直近の領収書(写)) ※適用される場合	<input type="checkbox"/>							
暴力団排除に関する誓約書(様式1-1)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
労働関係法令の違反等に関する申告書(様式1-2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
見積書	<input type="checkbox"/>							
過負荷防止装置を備える移動式クレーンの型式が、JCAS規格に適合する旨を証明するメーカーが発行する証明書等	<input type="checkbox"/>							
過負荷防止装置を備える移動式クレーンのつり上げ荷重、つり上げ容量、追加安全措施が記載された仕様書等	<input type="checkbox"/>							
クレーン製造年月のわかる銘板の写真	<input type="checkbox"/>							
令和元年度間接補助金実績報告書及び精算払請求書(様式5)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
請求書、納品書、領収書(写でも可)	<input type="checkbox"/>							
過負荷防止装置を備える移動式クレーンの型式及びシリアル番号がわかる写真	<input type="checkbox"/>							
過負荷防止装置を備える移動式クレーンの型式がJCAS準拠ステッカーの写真	<input type="checkbox"/>							
過負荷防止装置を備える移動式クレーンのシリアル番号に対応するJCAS準拠ステッカー番号が存在することを明らかにする書面	<input type="checkbox"/>							
過負荷防止装置を備える移動式クレーンのシリアル番号に追加安全措施が付加されていることを証する書面	<input type="checkbox"/>							
振込先金融機関を確認できる書類(通帳(写)等)	<input type="checkbox"/>							

提出書類の不備や不足にご注意下さい!!



既存不適合機械等更新支援補助金

移動式クレーンの過負荷防止装置の改修、買換に要する経費の一部補助

既存不適合機械等更新支援補助金(以下「間接補助金」という。)事業では、国に代わって建設業労働災害防止協会(以下「建災防」という。)が既存不適合機械等を所有する方に対して、最新の構造規格に適合し、かつ構造規格の基準を超える高水準の安全性を有する機械等へ更新する為の改修、買換に要する経費の一部を間接補助金として交付するものです。

ただし、この間接補助金は、申請した方のすべてに交付されるものではありません。事業場規模、クレーン等の能力、対象機械等の安全性、経過年数等を委員会で審査した上で競争的に交付決定します。

1 対象となる申請者

- (1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条各号に規定する中小企業者に該当する法人及び個人
- (2) 労災保険に特別加入している個人事業者(労働者災害補償保険法第35条第1項の規程により労災保険の適用を受けることとされた者)
- (3) その他厚生労働大臣の承認を得て建災防が適当と認める者

2 対象となる経費の概要

(1) 対象

① 既存不適合機械等

改正移動式クレーン構造規格(平成30年3月1日適用)に規定する過負荷防止装置を備えていない既存の移動式クレーン(つり上げ荷重が3t未満)の改修、買換

② 適合機械等

過負荷となった場合に警報を発し、かつ停止する機能を有し、(一社)日本クレーン協会規JCAS2209-2018「積載形トラッククレーン過負荷制限装置の基準」に適合するものへの改修、買換

(2) 間接補助金交付額

- ① 1機械あたりの上限:100,000円(補助対象経費「上限200,000円」の1/2)
- ② 同一申請者あたりの合計額の上限:300,000円

3 加点基準

(1) 事業場規模

雇用労働者数 (人)	1～9	10～19	20～29	30～39	40～49	50以上
加点	30	25	20	15	10	0

※ 労災保険第2種特別加入者(労働者災害補償保険法第35条第1項の規定により労災保険の適用を受けることとされた者)は、労働者が1人であるとみなす。

(2) クレーン等の能力

クレーン容量 (t・m)	10以上	7以上 10未満	5以上 7未満	3以上 5未満	3未満
加点	30	20	10	5	0

(3) 追加安全措施

追加安全措施の数	2	1	0
加点	10	5	0

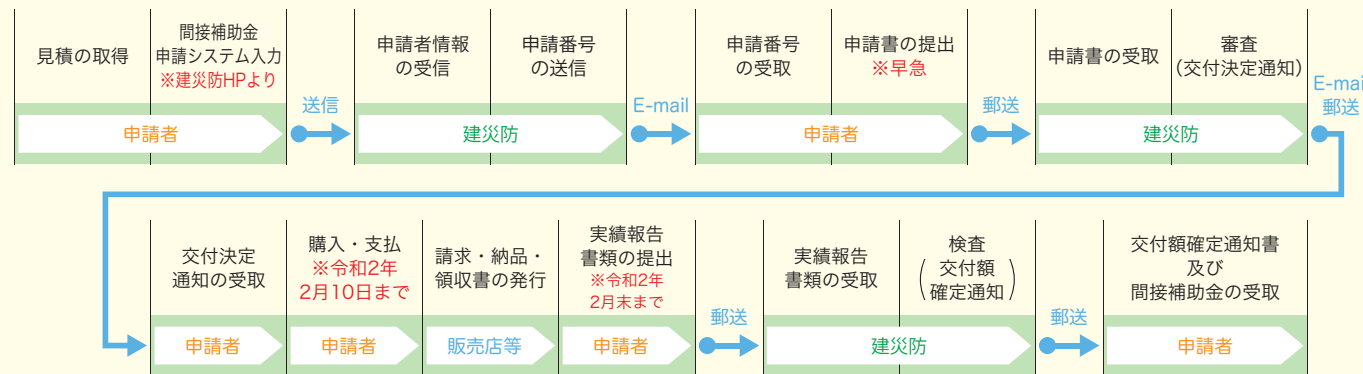
※ 遠隔操作機能を有するもの
※ 警報用三色灯を備えているもの

(4) 移動式クレーン(荷重計)製造年月からの経過年

製造年月からの 経過年	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上
加点	30	20	10	5	0



4 申請等の手順



5 各書類の提出(郵送)

(1) 申請書類

- ①書類一覧 ※各様式は、申請番号の通知E-mailより出力できます。
- ▶ 令和元年度間接補助金交付申請書(様式1)
 - ▶ 労働保険概算・増加概算確定保険料申告書又は労働者災害補償保険特別加入申請書(写)
 - ▶ 健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)又は船員保険の納付証明書(直近の領収書(写))※適用される場合
 - ▶ 厚生年金、国民年金の納付証明書(直近の領収書(写))※適用される場合
 - ▶ 暴力団排除に関する誓約書(様式1-1)
 - ▶ 労働関係法令の違反等に関する申告書(様式1-2)
 - ▶ 見積書(対象となる過負荷防止装置、追加安全措施が含まれていることがわかるもの)
 - ▶ 過負荷防止装置を備える移動式クレーンの型式が、JCAS規格に適合する旨を証明するメーカーが発行する証明書等
 - ▶ 過負荷防止装置を備える移動式クレーンのつり上げ荷重、つり上げ容量、追加安全措施が記載された仕様書等
 - ▶ クレーン製造年月のわかる銘板の写真
- ②提出期限: 各応募申請期間の最終日(消印有効)



(2) 実績報告書類

- ①書類一覧 ※各様式は、交付決定の通知E-mailより出力できます。
- ▶ 令和元年度間接補助金実績報告書及び精算払請求書(様式5)
 - ▶ 請求書、納品書及び領収書(写でも可)
 - ▶ 過負荷防止装置を備える移動式クレーンの型式及びシリアル番号がわかる写真
 - ▶ 過負荷防止装置を備える移動式クレーンの型式がJCAS2209-2018準拠ステッカー(型式及びシリアル番号が記載されたもの)の写真
 - ▶ 過負荷防止装置を備える移動式クレーンのシリアル番号に対応するJCAS2209-2018準拠ステッカー番号が存在することを明らかにする書面
 - ▶ 過負荷防止装置を備える移動式クレーンのシリアル番号に追加安全措施が付加されていることを証する書面
 - ▶ 振込先金融機関を確認できる書類(通帳(写)等)

②提出期限: 令和2年2月末

注) 間接補助対象経費の支出: 令和2年2月10日までに改修又は買換し、

(3) 送付先

建設業労働災害防止協会 更新支援補助金事務センター
〒108-0014 東京都港区芝5-14-13 アセント三田ビル5階
TEL:03-6275-1085 FAX:03-6275-1089

